

**日進市特定教育・保育施設及び特定地域型  
保育事業の運営に関する基準を定める条例  
(平成26年条例第17号)第5条に基づく、  
重要事項説明書**

**平成30年4月**

**キッズツリーハウス認定こども園竹の山**

## 1 事業の目的 ★

キッズツリーハウス認定こども園竹の山（以下、「当園」といいます。）は、以下の運営方針に基づき、全ての子どもに認定こども園法に基づいた、乳児及び幼児の教育及び保育事業と子育ての支援を行うことを目的とします。

## 2 運営の方針 ★

- ・ 入園する乳児及び幼児(以下「利用乳幼児」といいます。)の最善の利益を考慮し、積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- ・ 教育・保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、教育と保育を一体的に行います。
- ・ 社会の期待や願いに応えられる創意と活力ある教育・保育活動をすすめ、子ども・保護者・地域に信頼されるよう努めます。

## 3 当園の概要

法人種別	キッズツリーハウス株式会社
名称	キッズツリーハウス認定こども園竹の山
施設の種類	保育所型 認定こども園
所在地	日進市竹の山四丁目2720番地
開設年月日	平成17年4月23日
認可又は認定年月日	平成26年4月1日
電話番号	0561-73-8250
園長氏名	小森 啓右
認可定員（年齢別）	1号認定・2号認定認可定員 満3歳 1 学級 15人 満4歳 1 学級 15人 満5歳 1 学級 15人 3号認定認可定員 0歳 9 人 1歳 15人 2歳 15人
学期	1学期 4月6日～7月20日 2学期 9月1日～12月22日 3学期 1月9日～3月23日
実施する事業の種類	延長保育、一時預かり保育、休日保育、預り保育、子育ての支援

自己評価の概要	職員による保育内容等の自己評価を毎年1度実施し、サービス内容の向上に努めています。
第三者評価の概要	特定非営利活動法人あいち福祉アセスメントにて実施

#### 4 開園日・開園時間・保育提供時間及び休園日 ★

開園日	開園時間	教育・保育提供時間	延長保育時間	休園日
月曜日～ 金曜日	7時30分～ 19時30分	・教育標準時間 (一号認定) 8時30分～ 13時00分	7時30分～ 8時00分 13時00分～ 16時00分	5月3日～ 5月5日  夏季休園 8月13日～ 8月15日  冬季休園 12月29日～ 1月4日
		・保育標準時間 7時30分～ 18時30分	18時30分～ 19時30分	
		・保育短時間 8時00分～ 16時00分	7時30分～ 8時00分 16時00分～ 18時30分	
土曜保育	8時～18時	保育標準時間 8時～16時	16時～18時	
		保育短時間 8時～16時	16時～18時	
休日保育 (祝日)	8時～18時	保育標準時間 8時～16時	16時～18時	
		保育短時間 8時～16時	16時～18時	
休日保育 (日曜)	8時～16時	保育標準時間 8時～16時		
		保育短時間 8時～16時		

※ 延長保育や土曜日保育・休日保育は、ご両親の就労等により家庭での保育が困難な場合に限りです。買い物や兄弟の習い事の送迎などでのご利用や、仕事がお休みの場合のご利用はできません。

※ 延長保育・預かり保育の利用に当たっては、通常の保育料の他に、別途、保育料が必要となります。

#### 5 選考基準について

2・3号認定のお子さんは市の認定や利用調整を経て、当施設と直接契約を結

びます。必ず、施設を見学し、説明を受け、双方の理解や納得を得て入園するという手順を踏みます。

1号認定のお子さんは、市の利用調整はありませんが、2・3号のお子さんと同じように見学・説明という手順をお願いします。

1. 保護者が園方針を理解し納得すること。
2. 在籍園児の兄弟姉妹
3. 卒園児の弟妹
4. その他家庭の事情

## 6 職員体制 ★

	常勤	常勤者の有資格	非常勤	非常勤者の有資格	備考
園長	1 人	人			
副園長（主任兼務）	1 人	1 人			
副主任保育教諭	2 人	2 人			
保育教諭	11 人	11 人	2 人	2 人	
事務職員	人	人	人	人	
調理員	3 人	2 人	1 人	1 人	栄養士・調理師
保健師又は看護師	1 人	1 人	人	人	

## 7 提供する保育の内容 ★

当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1 号）を踏まえ、以下の教育・保育その他の便宜の提供を行います。

### （1）発達の連続性の考慮した教育・保育の提供

0歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育を園児の発達を考慮した教育・保育を提供します。

### （2）様々な年齢の園児の発達の特性に応じた教育・保育の提供

満3歳未満の園児については、特に健康、安全や発達の確保を図ります。満3歳以上の園児については、同一学年の園児で編成される学級による集団生活の中で遊びを中心とする園児の主体的な活動を通して発達を促す経験が得られるようにします。

### （3）その他

一時預り事業

・非定型保育

対象：保護者の労働、職業訓練、就学等により、断続的に家庭での保育が困難となる、一歳児から就学前までの児童で未就園児のみ（託児所、幼稚園、保育園などに通っていない児童）

保育日数：週3日程度で、月14日以内

・緊急保育

対象：保護者の傷病、事故、災害、出産、看護、介護、冠婚葬祭等により、社会的にやむ得ない理由により、緊急・一時的に家庭での保育が困難となる、一歳児から就学前までの児童

保育日数：月14日以内

・保育時間

月曜日～土曜日（年末年始・夏季休暇・園行事がある場合は除く）

午前9時～午後4時まで（土曜日は保育料が異なります）

（４）デイリープログラム（一日の流れ）

乳児（3歳未満児）	時 間	幼児（3歳以上児）
※ 別紙参照（１）		

（２） 主な年間行事

行事は、およそ下記のように行っておりますが年度によっては多少異なります。

月	園 行 事	親が参加する行事	保健衛生
4	春の親子遠足	春の親子遠足	健康診断
5	総合避難訓練 子どもの日	保育参観(陶芸教室・給食)	
6	衣替え（3・4・5歳児）		歯科検診
7	七夕まつり 水遊び（予定）	保育参観（陶芸教室 収穫）	
8	夏まつり 作品展	夏まつり 作品展	

9	運動会	運動会 保育参観(陶芸教室・おやつ)	
10	ハロウィン 衣替え (3・4・5歳児)		健康診断
11		保育参観(陶芸教室)	
12	クリスマス会 お餅つき大会(予定)	お餅つき大会(予定)	
1	凧揚げ	保育参観(陶芸教室)	
2	豆まき	生活発表会(予定) 卒園式	
3	ひなまつり 卒園遠足	保育参観(スイーツデコ)	

※ 毎月行う園の行事 誕生日会、身体測定、避難訓練

※ 諸事情により変更する場合があります

## 8 給食等について

### (1) 提供方針

給食については、全ての活動の源となる大切なものと認識しています。  
そのため、安心して食べられ、丈夫な身体づくりに努める給食提供を、  
栄養士1名と調理師2名とで行っています。

### (2) 提供方法

自園調理

### (3) 昼食・おやつ

保護者の方へは、前月25日ごろに翌月の献立表をお配りします。

### (4) アレルギー等への対応

使用する食材の中にアレルギーなどで食べられないものがありましたら、  
事前に御連絡ください。御相談の上、対応を検討いたします。  
現在、除去食は卵アレルギーのみの対応です。

### (5) 衛生管理等

集団給食施設届出を保健所へ届出済みです。(平成27年 6月 10日届出)  
水質には十分気を付け毎日チェックをしています。  
調理師及び保育士は、毎月検便を行っています。

## 9 保育料

- (1) 教育・保育にかかる利用者負担額（利用料）  
日進市が定める利用者負担額をお支払いいただきます。
- (2) 延長保育料  
日進市が定める利用者負担額をお支払いいただきます。
- (3) 一時預かり保育（定員あり）
- ・ 2週間前までに申し込み、受付順に対応致します。
  - ・ 園の行事等でお預りできない時もあるので、事前にお問合せをお願いします。
  - ・ 平日（月14日以内）  
9:00～16:00まで 一日2,500円（都度支払い）
  - ・ 土曜日  
9:00～16:00まで 一日3,500円（都度支払い）
- (4) その他の費用 ※別紙参照（2）

## 10 支払方法(保育料やその他の費用)

口座振替払（毎月5日に引落とし。指定口座 大垣共立銀行）  
大垣共立銀行口座よりの引落としになります。

## 11 利用の開始及び終了について

- (1) 利用の開始
- ・ 1号認定の子どもの入園選考後、随時
  - ・ 2号及び3号認定の子どもは利用調整の結果に応じるものとします。
- (2) 利用の終了
- ・ 1号認定子ども及び2号認定子どもが小学校就学の始期に達したとき
  - ・ 3号認定子どもの保護者が、法令等に定める支給要件に該当しなくなったとき
  - ・ その他、利用の継続について、重大な支障又は困難が生じたとき

## 12 緊急時の対応方法

当園には、緊急時対応のため「一斉メール配信システム」がありますので、必ず登録をお願いします。詳しくは入園説明会にて説明を致します。

また、容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、囑託医又は主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当園が指定する機関で、しかるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承願います。

内科	氏名 ファミリークリニック優
----	----------------

所在地 長久手市根嶽2-3	TEL 0561-64-5505
---------------	------------------

### 13 当園と保護者の連絡について

当園での状況や家庭での状況を相互連絡しあうために連絡帳システム（ICT）を活用します。

月に1回、園だよりを発行します。月の行事や共通連絡事項などをお知らせします。

緊急時や全園児共通の連絡は、一斉メール配信システムにてお知らせする場合があります。

### 14 賠償責任保険の加入

#### (1) 保険会社

公益社団法人 スポーツ安全協会の スポーツ安全保険

#### (2) 保険の種類

傷害保険・賠償責任保険

#### (3) 保険金額

対人・対物賠償合算 1事故5億円

但し、対人賠償は1人1億円

### 15 非常災害時の対策

消防計画作成 (変更)	日進消防署 平成17年10月11日届出			
届出書	防火管理者	氏名 小森 秀子		
避難訓練	火災及び地震を想定した避難訓練（月1回）を実施します。			
防災設備	非常警報設備・煙感知器・誘導灯・消火器			
避難場所	第1避難場所	名東高校	第2避難場所	淑徳大学

園独自の消防計画を作成し、非常時の役割分担を徹底し、毎月消防訓練を実施しております。年一回、日進消防署の指導のもと、避難訓練・通報訓練・消火訓練を実施しています。

### 16 防犯、事故防止のための措置

防犯に於いては、門と玄関の施錠を徹底し外部からの不審者の侵入を防いでいます。

事故防止の為には事故防止マニュアルを作成し、職員に周知徹底しています。

「ひやりはっと」を記録し検討会を行ない、事故防止に努めています。

### 17 虐待の防止のための措置

当園は、園児の人権の擁護、児童虐待の防止のため、虐待防止に関する責任者



を副園長とし、職員に対し研修を実施します。

## 18 要望・苦情等に関する相談窓口

(1) 受付担当者

氏名 小森 秀子 (役職 副園長) TEL 0561-73-8250

(2) 解決責任者

氏名 小森 啓右 (役職 園長) TEL 0561-73-8250

(3) 受付方法

個人面談・文書・電話・ホームページなどの方法で受け付けます。

## 19 当園の利用に際し留意していただきたいこと

(1) 毎朝の連絡帳記入の確認

登園30分前までに必ず体温や健康状態等を連絡帳システムに入力を行ってください。

(2) 発熱している場合について

熱が37.5度以上ある場合は、お預かりが出来ません。

(3) 欠席する場合又は登園の時間が遅れる場合

欠席の連絡をする場合又は登園が遅れる場合は、その日の午前9:00までに連絡システムにて御連絡願います。

(4) お迎えが遅れる場合

お迎えが遅れる場合またはお迎えの人が変更になる場合は、17:50までは連絡システムにてご連絡願います。17:50以降はお電話にてご連絡願います。

(5) 感染症について

学校保健安全法の規定に従い、医師発行の「治癒証明証」か、保護者が記載する「病名等確認書」を提出してください。

(6) 与薬について

医療行為に当たるため原則として行いません。ただし、医師の判断により、治療のため薬の処方が必要な場合に限り、保護者の承認を得た上で行うことができます。必要がある場合は個別に御相談させていただきます。

(7) その他

入園時に説明する内容を遵守し、楽しい園生活を送れるようにして下さい。

## 20 健康診断等について

(1) 健康診断・歯科検診

健康診断は年2回、歯科検診は年1回、嘱託医が検診をします。検診の結果については、健康診断書の写しをお渡します。

## (2) 身体測定

毎月 身長・体重の測定を行います。結果については、連絡帳等に記載します。

※ その他、乳幼児の日ごろの様子でご心配なことがありましたら御相談ください。

## 21 嘱託医

### (1) 内科

名称	ファミリークリニック 優
所在地	480-1148 長久手市根嶽2-3
医院長名	南谷 嘉彦
電話番号	0561-64-5505

### (2) 歯科

名称	シン 歯科
所在地	480-1147 長久手市市ヶ洞19-1
医院長名	武藤 慎吾
電話番号	0561-76-2076

## 22 支給認定区分・住所等の変更

### (1) 支給認定区分の変更

事実発生日（要件を有した（無くした）日）が変更申請日より前であっても、事実発生日に遡って変更はできません。

#### ア 1号認定から2号認定に変更する場合

提出書類：「支給認定区分変更申請書」（日進市指定様式）

「保育を必要とする事由」がわかる書類(就労：勤務証明書等)

「1号認定証」

提出先：当園（その後、当園から日進市に提出します。）

#### イ 2号認定から1号認定に変更する場合

提出書類：「支給認定区分変更申請書」

「2号認定証」

提出先：当園（その後、当園から日進市に提出します。）

#### ウ 3号認定から2号認定に変更する場合

年齢到達で認定区分が変更になる場合、日進市より自動的に新しい認定証（2号認定証）が送付されます。

提出書類：「3号認定証」

提出先：日進市または当園

工 就労時間等の変更に伴う認定区分（時間）を変更する場合

提出書類：「支給認定区分変更申請書」（日進市指定様式）

：「保育を必要とする事由」がわかる書類(就労：勤務証明書等)  
「支給認定証」

提出先：当園（その後、当園から日進市に提出します。）

(2) 住所・世帯構成・保護者区分の変更

提出書類：「変更届」（日進市指定様式）

提出先：当園（その後、当園から日進市に提出します。）

上記変更書類は毎月10日までに、またはわかり次第提出をお願いいたします。提出日によっては変更が遅れてしまうこともありますので、ご了承ください。

以上